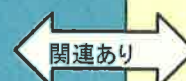
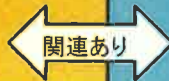


○ 保健所事務の権限等の移譲（方向性）〔案〕

県（鳥取保健所） ※東部 1 市 4 町に係る事務を所管

区域	〔法定事務〕		〔自治事務〕
東部 4 町域	県の法定事務（東部 4 町にかかるもの）	県の法定事務 （東部 4 町にかかるもの）	県の自治事務
鳥取市域	中核市の法定事務 （県の法定事務 → 中核市の法定事務） ・保健所の設置 ・薬局、理容所、美容所等の開設許可 ・産業廃棄物処理施設等の設置の許可 ・飲食店営業等の許可 など	* 中核市に移譲されない事務 精神障がい者の措置入院 麻薬関係の許認可 * 関連事務 免許申請に係る経由事務 医薬品卸売販売業の開始許可 など	公共団体の任意事務 ・糖尿病予防等に係る研修会の開催 ・健康づくり、がん対策などの普及啓発 など



H30.4 鳥取市中核市移行 ⇒ 鳥取市保健所（仮称）設置
 ※ 4 町の保健所業務も含め、現在の鳥取保健所業務をそのまま鳥取市へ移譲

区域	〔法定事務〕		〔自治事務〕
東部 4 町域	県の法定事務（東部 4 町にかかるもの） ⇒鳥取市へ委託	県の法定事務 （東部 4 町にかかるもの） ⇒鳥取市へ委託	県の自治事務 ⇒鳥取市へ委託
鳥取市域	中核市の法定事務 （県の法定事務 → 鳥取市の法定事務） ・保健所の設置 ・薬局、理容所、美容所等の開設許可 ・産業廃棄物処理施設等の設置の許可 ・飲食店営業等の許可 など	* 中核市に移譲されない事務 精神障がい者の措置入院 麻薬関係の許認可 ⇒鳥取市へ条例移譲 * 関連事務 免許申請に係る経由事務 医薬品卸売販売業の開始許可 など ⇒鳥取市へ条例移譲	公共団体の任意事務 ⇒市の自治事務 等 ・糖尿病予防等に係る研修会の開催 ・健康づくり、がん対策などの普及啓発 など

